

概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に残存する障害は、障害等級第10級に該当するとして、障害等級に該当しないとされた原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、○会社の構内において、平成○年○月○日の勤務中に、高さ1.5mの台車上から足を踏み外して地上に落下した。

直ちに○医院を受診したところ、「左橈尺骨骨折」と診断され、同日○病院に転送され、「左橈骨遠位端骨折、左膝関節打撲傷」の診断名で入院加療した。その後○医院に転医し治療を継続した結果、平成○年○月○日をもって症状固定とされた。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労災保険法施行規則別表第1に定める障害等級表の障害等級のいずれにも該当しないと、障害補償給付を支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

審査請求代理人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

左母指が動かない理由は、母指の腱が断裂しているからである。このため母指の指節間関節が自動屈伸できず仕事に支障がある。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

左手関節には健側に比して軽度の制限が認められるがその程度は健側の3/4以下に制限されていないため、障害等級には該当しないと判断した。

左母指の可動域制限は左母指伸筋腱断裂によるが、左母指の各関節自体に損傷はなく、関節外の軟部組織の変化も認められない。主治医の測定結果において、一定の運動制限は認められるものの自動運動が可能であり、他動運動による測定値を採用することが適切でないものとされている末梢神経損傷を原因とした筋麻痺による運動制限とは認められないことから他動運動による測定値をもって評価すべきと判断した。

他動運動による可動域は健側の可動域の1/2以下に制限されていないため、障害等級には該当せず不支給と決定した。

4 審査官の判断

(1) 左手関節の軽度の可動域制限

左手関節の可動域に係る請求人の訴えはなく、主治医も左手関節の運動障害は認めていない。

地方労災医員の測定結果では、可動域は健側の93%であり軽度の可動域制限は認められるものの障害等級に該当する程度の障害は認められない。

(2) 左手関節受傷部位の神経症状

請求人は左の掌の根元あたりに痺れ感がある、左手母指に力を入れて強く曲げた時に左手首の骨折した個所が痺れる、と申述している。

当該神経症状について局医は「長母指伸筋腱断裂による影響も考えられるがはっきりした原因は不明であり、またその範囲も広いとはいえない。」と所見している。

受傷部位の疼痛等感覚障害については、「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時」残る疼痛、また「その範囲が広い」異常感覚が障害等級第14級に該当する。

しかしながら請求人の申述する神経症状は常時ではなく、またその範囲も広いものではないことから局医の所見のとおり障害等級には該当しない。

(3) 左手母指の可動域制限

請求人の左手母指の長母指伸筋腱は断裂しており、他動運動では軽度であるが、自動運動では大きな可動域制限が認められる。

長母指伸筋腱断裂の原因は、左橈骨遠位端骨折であり、当該可動域制限の原因が長母指伸筋腱断裂にある場合には障害補償給付の対象となり得る。

請求人の左母指に伸展のみならず屈曲にも制限が発生している原因について、主治医は「わからない」と回答するが、地方労災医員は断裂した伸筋腱がリストア結節部で腱固定の状態となっていることから生じていると所見する。

当該所見について局医は、他動運動での可動域との差が大きい点に疑問を残すものの「否定はできない」と所見している。

以上の医学的所見をまとめると、請求人の左母指の自動による可動域制限は左橈骨遠位端骨折により左長母指伸筋腱が断裂し、これが断裂部にて腱固定の状態になっていることから生じていると考えられる。

関節の可動域制限の原因が腱断裂及び断裂部位での腱固定にある場合、その測定値は他動運動あるいは自動運動のいずれを採用するかについて、局医は、自動運動を採用して判断すべきと所見しており、当審査官も自動運動による測定値を採用すべきと判断する。

自動運動による測定結果では、請求人の左母指の中手指節関節及び指節間関節の可動域は、主治医及び地方労災医員の測定結果で健側の1/2以下となっていることから、「1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの」（第10級の6）に該当するものと判断する。

- (4) 以上のとおり、請求人に残存する障害は、障害等級第10級の6と認定するのが妥当と当審査官は判断する。

したがって、障害等級に該当しないとした監督署長の決定は誤りであり、当該決定は取り消されなければならない。